

世界の動きがわかる!



UN 障害者権利条約

採択目前、 国連「障害者 権利条約」

2001年から国連（特別委員会）で議論が続いていた障害者権利条約は、今年8月末、最後となった第8回の会合において、最終案がまとまり、9月から開かれている第61回国連総会で採択される予定である。国連「障害者権利宣言」から31年。「同年齢の市民と同等の権利」を障害のある人に保障するための条約が合意に達する。

【すべての人権と基本的自由の保障を】

障害者権利条約案は、最終的に前文と50条、選択議定書からなる。これまで国際的に承認されてきた人権を、障害のある人に対して保障するという原則的な内容を盛り込むとともに、保障するための特別な施策が権利として認められること、さらには障害のある人に固有の新しい権利を定義していることなどがその特徴だ。第1条の「目的」では、そのことを次のように簡潔に述べている。

「この条約は、障害のある人によるすべての人権および基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護しおよび確保することならびに障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする」

段階がやってくる。批准国が20カ国になった段階で、発効することになっているが（第45条）、日本の立場が注目される点である。

ある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする」

当初、特別委員会では「経済的、社会的、文化的な権利に関する国際規約」「市民的、政治的な権利に関する国際規約」をはじめとする既存の人権条約は、すべての人の人権をうたっているのだから、特別に障害者の人権条約は必要ないという意見があった。議論の末、到達したのは、障害のある人が既存の人権を享受するには、特別な困難があるからこそ社会が障害のある人の人権を承認し、各国政府は保障のために責任ある政策をとるべきとの認識だ。さらには、建物や交通機関、情報通信などへのアクセスを容易にする「アクセシビリティ」（第9条）や、個人が行きたいところへ移動する権利としての「モビリティ」（第20条）といった、障害があることによる特別なケアの必要性とその権利が明確に書き込まれた。

通常、条文の日本語訳を作成し、国会での批准の手続きに入るが、その際、現行国内法が条約にかなっているかを検討しなければならない。つまり国内の法律が条約違反であれば、直ちに実態を条約の水準に合致するよう改善するのである。

しかし、障害に合った特別なケアといっても決して一様ではない。例えば、雇用の場の確保について考えてみても、障害に合った措置は多様に用意されなければならない。そのための財政的な見通しがなければ、条約ができたところで雇用の可能性は拡大しない。

特別委員会は、開発途上国も含めたすべての国で障害者の権利が保障されることを展望し、どのような書きぶりの条文にすべきかなど、一つ一つの条項を丁寧に議論していった。採択、批准、その後の課題

なからず影響を与えてきたが、批准に向けて国内法制と障害者の実態を正しく分析する作業が早急に求められる。日本の障害者の権利保障と生活改善のために、権利条約を「武器」にするためには、これらが正念場だ。

【採択、批准、その後の課題】

比較的小規模な条約採択の見通しが立ったのには、国際的な障害者運動の力が大きく影響している。2004年に最初の草案を議論した作業部会から国際障害分野のNGOが積極的に関与し、特別委員会で代表が意見を表明する場が設けられた。また、たくさんの方々が関係者が傍聴し、会合なども開いて、直接、政府代表に要求を伝える活動も

への監視システム（モニタリング）も明記されており、条約遵守に対しても、NGOの力が期待されている。国連総会での採択、国内での批准の課題を見据え、障害者権利条約を広報し、国民的議論を高めていくことが重要だといえよう。



障害を持つタイの労働者ら数千人が最低賃金の値上げを要求し、今年5月、関係官庁に向けたデモ行進を首都バンコクで行った。彼らの要求は、日当で、最低賃金を25%上昇（49ドル相当）することだ ©AFP=時事

Column

途上国における課題と国際協力

途上国と先進国における障害者の権利保障の水準には大きな格差がある。「新アジア太平洋障害者の10年（2003-2012）」の行動規範の文書によれば、同地域では障害を持つ青少年のうち教育を受けている者の割合は10%未満にとどまっているが、日本は義務教育であるからほぼ100%の就学率である。こうした格差を是正するために障害者権利条約が議論されてきたといってもよいだろう。

そこで必要とされるのが国際協力だ。条約の中に国際協力は欠かせないという認識は当初からあった。しかし、「必要性は認めるが国際協力のための経済援助を求められるのであれば保留する」といった意見を表明する国もあり、合意形成に困難を伴うと見られていた。実際に国際協力の中身が明記されたのは、06年2月、第7回特別委員会終了後のことである。条約草案は、第32条で国際協力をうたっており、障害者の権利を保障するための国家間の協力、具体的には技術的支援や経済援助を提供することが盛り込まれている。アジア地域での日本の役割が自覚されるべきであろう。



今年8月に開かれた第8回特別委員会には100を超える国が参加した（撮影・中村尚子）

多彩に展開された。「Nothing about us, without us」 私たちが抜きに私たちのことを決めないで」を合言葉にしたNGOの力が条約採択を促進させたといえる。

中村 尚子 = 文
(立正大学社会福祉学部講師)
text by Nakamura Takako